

～今年度70歳以上となる都民の方へ～

安全運転支援装置の 購入・設置を補助します

安全運転支援装置*の販売・設置を行う事業者に対し、
東京都が費用の5割（一台あたり6万円まで）を補助します。

※ ペダル踏み間違い等による急発進等を抑制する機能を有するもの

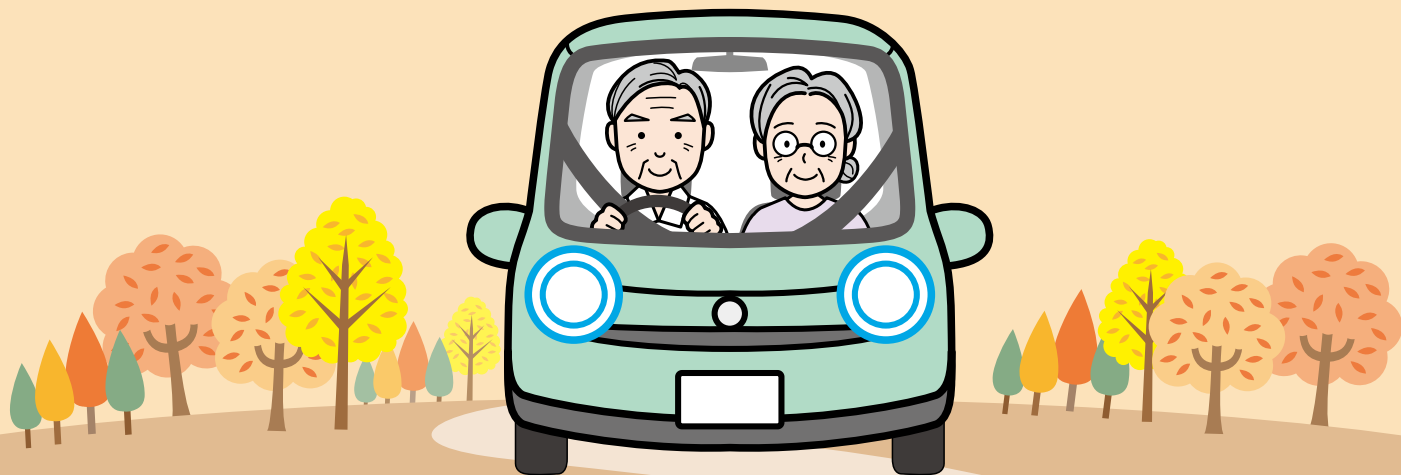
【装置費・設置費の合計（税込）】**

都から事業者への補助：5割
（上限6万円）

自己負担：5割

**故障個所の修理・補修や改良・改造等の費用は除く

装置の対応車種・性能、在庫状況や、購入・設置の手続きは
取扱事業者の店舗にご相談下さい。



対象となる都民の方の要件

<次に掲げる要件をすべて満たす必要があります>

- ✓ 都内在住で、令和2年度中に満70歳以上となる方（昭和26年4月1日以前生まれ）
- ✓ 有効な運転免許証を有すること。
- ✓ 自動車が、
 - ・安全運転支援装置を設置することが可能であること。
 - ・自動車検査証の「自家用・事業用の別」に自家用と記されたもの
- ✓ 自動車検査証上の「所有者の氏名又は名称」又は「使用者の氏名又は名称」に記載されている氏名と、高齢者の運転免許証に記載されている氏名が同一であること。
氏名が同一でない場合は、自動車検査証上の「所有者の住所」又は「使用者の住所」と、運転免許証に記載の住所が同一であること。
- ✓ （一社）次世代自動車振興センターが交付する「安全運転サポート車普及促進事業費補助金」による控除を受けないこと。



※このほか、以下についてご誓約いただく必要があります

- ・自動車税の滞納がないこと。 ・転売を目的とした設置ではないこと。
- ・装置を設置する自動車は個人の用に供するものであること。
- ・暴力団員等でないこと。 など

ご希望の方は、取扱事業者*の店舗にご相談ください

*事業者の一覧・連絡先は東京都都民安全推進本部HPに掲載しています



東京都 安全運転支援装置

検索

国が実施している安全運転サポート車（サポカー）の購入費補助に関しては、（一社）次世代自動車振興センター（NeV）のホームページをご確認ください（<http://www.cev-pc.or.jp/>）

店舗で、車の状態や要件を確認します。設置日をご予約ください。

予約日にご本人が来店し、免許証・自動車検査証*をご提示のうえ、申込書をご記入ください。

*店舗で写しを取らせていただきます。

店舗にて本人確認ののち、装置を販売・設置し使用方法をご説明します。

本人負担分の金額を、その場でお支払いください。

【東京都高齢者安全運転支援装置 設置補助制度】に関するお問い合わせ先

東京都 都民安全推進本部 総合推進部 交通安全課

電話 03-5321-1111 内線 21-799

※装置の対応車種、性能や在庫状況等は、取扱事業者にお尋ねください

(店舗記載欄)